

こどもまんなか・ぎふ推進会議設置要綱

(設置)

第1条 本県における全てのこども・若者にとって幸せな生活の実現に向けて、こども政策を総合的に推進するため、各分野における有識者等に対し、それぞれの立場から意見を聴取することを目的とするこどもまんなか・ぎふ推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(聴取事項)

第2条 推進会議においては、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- 一 こども基本法に基づく都道府県こども計画（以下「こども計画」という。）の策定又は変更（軽微な変更を除く。）に向けた県の目標、政策の方向性等に関する事。
- 二 その他こどもに係る政策の推進等に関する事。

(組織)

第3条 推進会議は、委員20名以内で組織する。

- 2 委員は、こども政策を総合的に推進するという観点から県が選任する。
- 3 推進会議に座長を置き、委員のうちから互選する。
- 4 座長は、会議の進行を行う。
- 5 座長は、座長代理を指名することができる。
- 6 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときはその職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(会議)

第5条 推進会議は、県が招集する。

- 2 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 推進会議の事務局は、岐阜県健康福祉部子ども・女性局子育て支援課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営上必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。